

防火対象物点検資格者講習事業に関する政策評価

根拠法令	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号） 第4条の2の4第4項	評価実施時期	令和2年12月												
事務・事業の目的	<p>劇場など不特定多数の者が出入りする防火対象物は、火災等の発生時に危険な状況に置かれる人数が多く、法令が遵守されていない場合には被害が甚大になる可能性が高い。</p> <p>このことから、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理について権原を有する者に火災予防上の維持管理及び消防法への適合状況について点検を行い、点検結果を消防機関に報告することを義務づけている。</p> <p>この点検については、防火対象物の点検に関する専門的な知識及び技術を有する者により点検することが必要であり、これを習得するために防火対象物点検資格者講習が実施されている。</p>														
事務・事業の必要性等	<p>防火対象物点検資格者講習の実施に当たっては、必要な知識及び技能を習得させるため、その内容について一定以上の水準が確保されるとともに、適正かつ公正に行われなければならないこと、5年ごとに再受講が義務づけられているため継続的な講習事業の提供が求められることから、そのための体制を確保可能な第三者の登録講習機関が当該講習事業を担うことが必要である。</p> <p>また、地域によって受講者数にはばらつきがあることなどにより、各消防機関が個別に講習を行うことが必ずしも合理的ではない場合があること、公費を投入することなく講習が行えていること等から、当該制度は効率的でもある。</p> <p>火災の発生を防止し、火災による被害を軽減する上で、専門的な知識等に基づき、防火管理上必要な業務や消防用設備等の設置・維持の状況等について、総合的な点検を行うことができる防火対象物点検資格者の必要性は高い。このような状況において、防火対象物点検資格者講習（5年ごとに義務づけられている再講習を含む）の受講者数は、安定的に推移しており、防火対象物点検資格者の安定的な確保に資していることから、当該制度は有効に機能している。</p> <p>○登録講習機関による講習受講者数の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">平成27年度</th><th style="text-align: center;">平成28年度</th><th style="text-align: center;">平成29年度</th><th style="text-align: center;">平成30年度</th><th style="text-align: center;">令和元年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受講者数</td><td style="text-align: center;">3,268人</td><td style="text-align: center;">2,428人</td><td style="text-align: center;">2,682人</td><td style="text-align: center;">7,570人</td><td style="text-align: center;">4,421人</td></tr> </tbody> </table>			年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	受講者数	3,268人	2,428人	2,682人	7,570人	4,421人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度										
受講者数	3,268人	2,428人	2,682人	7,570人	4,421人										
評価の結果	今後も、火災による被害の軽減を図るために、防火対象物定期点検報告制度の維持・推進を図っていくことが重要であり、引き続き、登録講習機関において防火対象物点検資格者講習事業を実施していくことが必要である。														
学識経験を有する者の知見の活用	一般財団法人日本消防設備安全センターでは、当該講習事業が適正かつ公正に実施されていることについて、毎年度、大学教授等の第三者を含めた理事会に諮り、承認を得ている。														

**政策評価を行
う過程に
おいて使
用した資料そ
の他の情報**

一般財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価